

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市教育委員会は、就学援助関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳴門市教育委員会

公表日

令和8年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助関係事務
②事務の概要	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部として就学援助費を支給する。
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項別表40の項</p> <p>・第9条第2項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第23条</p> <p>3. 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第29号)</p> <p>・第4条第1項別表第一 6の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div><div>[実施する]</div><div><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div></div>
②法令上の根拠	<p>1 法定事務</p> <p>(1)情報照会の根拠</p> <p>ア 番号法第19条第8号</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報連携主務省令」という。)第2条の63の項</p> <p>ウ 情報連携主務省令第65条</p> <p>(2)情報提供の根拠</p> <p>ア 番号法第19条第8号 情報連携主務省令第2条の42の項及び125の項</p> <p>イ 情報連携主務省令第44条及び第127条</p> <p>2 独自利用事務</p> <p>(1)情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第9号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市総務部総務財政課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳴門市教育委員会学校教育課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-686-8803
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	副本登録等に使用する統合宛名システムにおいて、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	<div> ☐ 十分に行っている ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<div> ☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div>	
当該対策は十分か【再掲】	<div> ☐ 十分である ☐ </div> <div> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>	
判断の根拠	副本登録等に使用する統合宛名システムにおいて、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	学校教育課長 竹下 聡一	学校教育課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和1年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<div>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26, 87の項(別表第2における情報照会の根拠)38の項</div> <div>・番号法第19条第8号(照会の根拠)</div>	<div>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26, 87の項(別表第2における情報照会の根拠)38の項</div> <div>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第2における情報提供の根拠)第19条, 第44条(別表第2における情報照会の根拠)第24条</div> <div>・番号法第19条第8号(照会の根拠)</div>	事後	適用条項の整理
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26, 87の項(別表第2における情報照会の根拠)38の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第2における情報提供の根拠)第19条, 第44条(別表第2における情報照会の根拠)第24条 ・番号法第19条第8号(照会の根拠) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26, 87の項(別表第2における情報照会の根拠)38の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第2における情報提供の根拠)第19条, 第44条(別表第2における情報照会の根拠)第24条 ・番号法第19条第9号(照会の根拠) 	事後	適用条項の整理
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項別表第一 27の項</p> <p>・第9条第2項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第23条</p> <p>3. 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第29号)</p> <p>・第4条第1項別表第一 6の項</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項別表40の項</p> <p>・第9条第2項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第23条</p> <p>3. 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日条例第29号)</p> <p>・第4条第1項別表第一 6の項</p>	事後	番号法の改正
令和6年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26, 87の項(別表第2における情報照会の根拠)38の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第2における情報提供の根拠)第19条, 第44条(別表第2における情報照会の根拠)第24条</p> <p>・番号法第19条第9号(照会の根拠)</p>	<p>1 法定事務</p> <p>(1)情報照会の根拠</p> <p>ア 番号法第19条第8号</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報連携主務省令」という。)第2条の63の項ウ 情報連携主務省令第65条</p> <p>(2)情報提供の根拠</p> <p>ア 番号法第19条第8号 情報連携主務省令第2条の42の項及び125の項</p> <p>イ 情報連携主務省令第44条及び第127条</p> <p>2 独自利用事務</p> <p>(1)情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条第9号</p>	事後	番号法の改正
令和6年12月20日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和6年12月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和6年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正
令和7年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	時点修正
令和8年10月1日	I 関連事項 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請	鳴門市企画総務部総務課	鳴門市総務部総務財政課		組織改編による部署名変更
令和8年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年11月1日 時点	令和8年8月1日 時点		時点修正
令和8年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年11月1日 時点	令和8年8月1日 時点		時点修正
令和8年10月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問合せ	鳴門市教育委員会学校教育課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜170 088-685-1233	鳴門市教育委員会学校教育課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜170 088-686-8803		記載方法の変更